



オンラインセミナー ビルメンテナンス業と フリーランス保護新法

— 法改正が分かれば、新時代の協働が見えてくる —

法に違反するとどうなる？

労働災害が起きた場合は？

一人親方もフリーランス？

11月1日から施行の「フリーランス・事業者間取引適正化等法」の内容をおさらいすると共に、ビルメンテナンス事業者とフリーランスのより良い関係について考えてみましょう。

令和6年 **11**月**7**日(木)

14:00 - 15:30

参加無料

Zoom配信のみ

講師

森井 博子 氏

森井労働法務事務所 所長
特定社会保険労務士



参加のお申込みは専用サイト「東京マナビル」で


東京マナビル 

主催



公益社団法人 **東京ビルメンテナンス協会**

 <https://www.tokyo-bm.or.jp>

 03-3805-7555 [担当: 安永]